

議案第 6 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 4 月 30 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税条例については、なお従前の例による。